



令和2年11月13日
滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会
公文書等管理部会

廃棄予定文書に係る歴史公文書該当性について（意見）

滋賀県公文書等の管理に関する条例第8条第3項に基づき、廃棄予定文書に係る歴史公文書該当性について下記のとおり意見する。

記

1 経過

- ・滋賀県公文書等の管理に関する条例に基づき、保存期間が満了したファイル等について、実施機関（原課）が一次選別を行い、公文書館が二次選別を行った。
- ・令和2年10月8日、当審議会に対し、保存期間が満了したファイル等のリストおよび二次選別結果が提出された。
- ・当該リストに基づき、当審議会の各委員から二次選別結果について、公文書館に対し、質問、意見等を提出した。
- ・令和2年11月13日、当審議会において、各委員からの質問、意見等に対する説明を公文書館から受け、当審議会として歴史公文書等に該当し、移管すべきとするファイルを別紙のとおりとした。

2 意見

- (1) 公文書館が実施した二次選別結果で移管とされたものに加え、別紙一覧のファイルを公文書館に移管すべきである。
- (2) 二次選別結果については、滋賀県文書管理規程（昭和63年滋賀県訓令第5号）別表第4「保存期間満了後の措置の基準」に基づいて適正に判断されたものと認められるが、同表1に示された「基本的な考え方」の解釈においてやや狭く解する傾向がみられたことから、今後の運用においてはこの点に留意されたい。